

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっている。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用している。

貯蔵品 最終仕入原価法を採用している。

未成受託研究支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備については定額法)による減価償却を実施している。

②無形固定資産

定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金 職員の賞与支給に備え、支給見込額を計上している。

退職給付引当金 職員の退職給付に備え、期末退職要支給額を計上している。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備え、支給見込額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

リース取引については、金額の重要性が低いため、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっている。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

純資産の部等の表示の変更

令和6年7月31日をもって公益目的支出計画に基づく支出を完了し、法人税法における非営利型法人以外の法人に移行したこと、また、引き続き一般財団法人としての事業活動をしていくなかで新公益法人会計基準(令和6年会計基準)が公表されたことを踏まえ、当事業年度より事業実態を的確に反映させるため、従前の損益計算書の事業区分ごとの損益表示から、科目体系を一部見直し、企業会計に準じた全法人の事業一体の損益計算書表示に変更するとともに、貸借対照表の正味財産の部についても「純資産の部」に変更したうえで、令和7年7月28日の臨時評議員会の決議に基づきその内訳を新設した。